

基本資料9

国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表 方法等について（ガイドライン）

（平成19年2月20日付け総管査第70-01号。総務大臣から文部科学大臣大臣あて）

平成17年2月7日策定

平成18年2月22日改定

平成19年2月20日改定

第1 趣旨

本ガイドラインは、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報を、国民及び関係者に分かりやすく提供するため、文部科学大臣において公表されるべき事項等について取りまとめたものである。

なお、本ガイドラインは、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第2 公表されるべき事項

法人ごとに、役員の報酬等及び職員の給与の水準に関して公表する事項は次のとおりとする。

1 役員の報酬等について

（1）基本方針に関する事項

- ア 役員報酬への業績反映の方法
- イ 役員報酬の改定状況

（2）役員の報酬及び退職金の支給状況に関する事項

- ア 役名別の報酬（諸手当及び賞与を含む。）の支給状況（年間）
- イ 退職した役員各人ごとの退職手当の支給状況とその考え方

2 職員給与について

（1）職員の給与費の管理等の基本方針に関する事項

- ア 人件費管理等についての考え方
- イ 職員の給与水準決定についての考え方
- ウ 職員給与の改定状況

（2）職員給与の支給状況等に関する事項

- ア 職員の雇用形態別及び職種別の給与の支給状況（年間）
- イ 年齢別の年間給与の分布状況

- ウ 職級別在職状況
- エ 賞与の支給状況
- オ 給与水準の国家公務員及び他の国立大学法人等との比較指標
(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)

注1： イ～オについては、各法人の提出したデータに基づき人事院において算定した数値及び指数を用いることとし、当面、事務・技術職員及び教育職員（大学教員）（これに加えて、病院部門を有する法人にあつては医療職員（病院医師及び病院看護師））の状況を記載する。ただし、オのうち、国家公務員との比較指標については、教育職員（大学教員）を除く。

注2： オの指標に関連して、必要に応じて民間との比較指標を参考に併記する。

3 総人件費の状況

- 4 1、2及び3に関連して文部科学大臣及び各法人が必要と認める事項

第3 公表の様式、時期、方法等について

前記第2の「公表されるべき事項」は、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針報告書」第10章中のQ75-1に対するA2の(17)「役員及び教職員の給与の明細」の事項を含むものとし、その様式は別添「様式1」のとおりとする。

「様式1」の公表は、国立大学法人法第35条において読み替えて準用される独立行政法人通則法第38条第4項に基づく財務諸表の開示と併せて行われるほか、国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報を国民一般が容易に了知し得るよう、以下の方法等によることとする。

- ア 文部科学大臣及び国立大学法人等は、当該法人の財務諸表（附属明細書）の文部科学大臣への提出時期に別添「様式1」により公表するとともに、文部科学大臣は、各国立大学法人等の公表内容を取りまとめた公表を行い、総務大臣に公表資料を提供する。この場合、公表の趣旨に沿って、適宜、説明、グラフ等を加える等により、国民一般に分かりやすくするよう努めることとする。
- イ 公表は、文部科学省及び国立大学法人等の広報誌及びホームページ上で行う。
- ウ 国立大学法人等が統廃合等により解散した場合には、その業務を

承継する法人において統廃合された法人について公表を行う。業務を承継する法人がない場合には、文部科学省が行うこととする。

第4 発表のための給与等の調査と指標の作成

- (1) 国立大学法人等の役職員の給与等実態調査の実施
文部科学大臣は、毎年、事業年度終了後（4月）、国立大学法人等の役職員の給与等実態調査（前年度中に支給された月例給及び特別給の総額等についての調査）を行い、当該調査結果を4月20日までに人事院に提出し、調査の集計を依頼することとする。調査表は、別添「様式2」を参考にして設計することとする。
- (2) 国家公務員等との比較指標の作成等
給与水準の国家公務員及び他の国立大学法人等との比較指標（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）その他の発表に必要な指標等については、（1）の調査に基づき、人事院が作成・提供することとする。
- (3) 個人情報の保護
文部科学省及び人事院は、（1）の調査結果について、個人情報の保護に留意する。

以 上

※ 様式1及び2 （略）